

(二) セメント聯合會の報告を考へたること

(三) 未加入業者の対しセメント聯合會の加入勧告するること

四、健康保険法改正の件

中央委員会提出
今津菊松氏の 可決

改正を要する点

一、適用範囲の拡張

二、保険給付の年者期間内百八十日を延ばすこと。年金額の増額

三、没収金、側負担保金の増額

四、胎外工も被保険者とすること

五、停業年金額を十五%以上引上げたり、申やうにすること